

## 総会議事録（第11回）

1 開催日時 令和5年2月24日（金）14時00分～15時20分

2 開催場所 第8会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（18名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳      2番 浅井 和巳      3番 山口 明美      4番 渡邊 重徳  
5番 田川 康浩      7番 山口 光則      8番 吉崎 邦幸      9番 朝長 洋子  
10番 松下 善光      12番 高見 健      13番 渡邊 和秋      14番 富岡 勝真  
15番 寺坂 哲郎      16番 川本 康代      17番 山田 武人      18番 山口 和夫  
19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 原 正人      2番 平山 清孝      4番 小川 國治      5番 井上 秀明  
6番 福田 文夫      7番 林 敏弘      8番 一瀬 晃      9番 山浦 弘之  
10番 川副 博司      11番 山上 傳      12番 井本 忠之      13番 上野祐太郎  
14番 瀬戸口裕子      15番 森 良広      17番 鳥越 優      18番 梶原 茂  
19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（2名）

3番 渡辺 和久      16番 野田 善則

5 議 題 別紙、総会議案目録のとおり

6 事務局 局長 長石 弘顕

課長補佐 西浦 公治

職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

第11回定例総会を開会します。

2 会長挨拶

○会長（田添）  
＜ 会長挨拶 ＞

### 3 議事録署名人指名

○議長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しています。

3番 渡辺 和久推進委員、及び16番 野田 善則推進委員から欠席の届出があります。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、7番 山口 光則農業委員、14番 富岡 勝真農業委員  
をお願いします。

### 4 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご  
協力をお願いします。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」  
を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第1号、1番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積1,021㎡です。賃貸人及び賃  
借人、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

2番竹松、宮小路3丁目の農地、地目 田、面積1,960㎡です。使用貸人及び使用借  
人は、記載のとおりです。解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第2号議案5条3番と関連するものです。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

＜なし＞

○議長

報告第1号を終わります。

次に、2ページ。報告第2号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の  
件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第2号、1番福重、立福寺町の農地、地目 田、面積765㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

本件は、第7号議案配分計画2番と関連するものです。

○議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、3ページ。第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。

1番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1番西大村、池田2丁目の農地、地目 田、合計面積918㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が共同住宅1棟、入居者駐車場等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、切土最大1.2m、盛土最大1.3m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は計画地内に雨水路を設けて、既存水路へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、東側に田があります。

資金については、融資予定証明書を確認しています。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局の説明のとおりです。5枚の狭い田が段々でがある所です。東側に田がありますが、ここは市内神社の赤米用の田です。高速の方から水も来ますので、赤米を作るには支障はなく、周りは宅地と道路、その下もアパートが建ってますので、何ら問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

1番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

続いて、2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、田下町の農地、地目 田、面積1,330㎡の内、461㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が農業用倉庫の増築およびコイン精米機を設置する計画です。なお、農業用倉庫は、200㎡以下の施設であり、平成26年1月に許可不要届による建築でありましたが、今回の増築により、転用許可が必要となったものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域外、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は自然流下で、汚水、生活雑排水は発生しないとしています。隣接農地は、申請者の農地になります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局からの説明のとおりです。先般、一緒に4人の委員で見てまいりました。今、説明されたように倉庫が建っていますが、その隣にベランダの様な形状で増築をするそうです。そして道路側に精米機を設置されるものです。以前、届け出がでている場所です。

下に水路が通っていますが、そこは段差があって保水というのは何ら関係はないように見てまいりました。以上でございます。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2番萱瀬について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

今、ご説明があったとおりですが、事務局の説明にあったように、この土地の前には、郡川が流れていて、非常に風光明媚な所です。いろいろなものに使いたいなという考え方はあるのだろうと思うので、申請人も以前は200㎡未満ということで既設の倉庫を建てただけ

も、新たに 100 m<sup>2</sup>増築をすると。農転ですから、農舎としての限定されずに多目的に利用できるというふうな建物になるかと思えます。先ほどの写真の既存の建物があったところで、190 m<sup>2</sup>の二階建の上にはソーラーパネルがある。二階建てで、60 坪くらいある。今回 30 坪の増築で 90 坪になる。この建物は、川との間に個人の所有地があって、その所有者は、夏に焚火をしたりキャンプをされているようです。言いますように、いろんな用途に使えるのではなかろうかなと思ってます。

そこで、ここの建物の部分だけが農地転用されるという申請ですから、これについては、異論はないところですが、ただ、この宅地部分に進入する道路や駐車場が必要になると思われる。今回、農業委員会の了解が得られて、転用をされると、そういった利用をされると危惧される。そういう場合には、また転用をしていただくというふうをお願いしたいと思います。今後、相続などで所有者が変わる場合があると思いますので、誓約書をもらうなど、それを担保する方法が必要なかと思えます。そういったところも、ぜひご議論いただいて、ご承認をお願いしたいと思います。

#### ○事務局

事務局から申請者に対して確認した内容をご報告したいと思います。今回、増築部分については農業用資材等の保管というところで、今のところ壁等は設けずベランダのような形で、雨風だけをしのぐような増築ということです。近隣でキャンプとか、自然体験が行われているということですが、今のところ、それらと連携したイベントの利用等に供するような説明は受けておりません。

ご指摘のとおり、この手前の広い敷地部分を一時的に駐車場とか砂利敷きにするようなことがあれば、違反転用に抵触する恐れがあるということで、この点については、事務局からも再度申請者に対して注意喚起をしたいと思います。

この手前部分について、恒常的に資材置き場、駐車場という利用があれば、転用、用途変更をしていただく指導対象となりますので、本人に再度確認を取らせていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

#### ○委員

コイン精米所は、農業用施設ではないのか確認したい。

#### ○事務局

コイン精米所は、経営のためで農業用施設ではない。今回、この倉庫の申請がなくても転用許可が必要になります。以上です。

#### ○議長

それでは、お諮りします。

2 番萱瀬について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番萱瀬は、許可相当とします。

続いて、3竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、合計面積636㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、申請者が駐車場を造成して、近隣の訪問介護施設事業所に賃貸する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は既存道路側溝に放流、汚水、生活雑排水は発生しません。南側の隣接農地は、申請者の農地になります。

資金については、預金通帳の写しを確認しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局の説明のとおりです。北側と西側が市道です。東側が宅地があります。南側に畑が残りますが、これも申請者の畑です。全部公共道路と宅地に囲まれたところで、畑の間には擁壁を作るということです。あと、砂利舗装ということで雨水等については関係ないかなと思っております。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

次に、4ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、1番大村、玖島2丁目の農地、地目 畑、面積184㎡、申請者は、記載のとおりです。契約は使用貸借です。

本件は、使用借人が、木造2階建て個人住宅、及び駐車場を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地はありません。

資金については、融資仮審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

2月20日に現地を確認しましたところ、排水等も含めて、何ら問題点というのは見えませんでした。全員一致でそういうことになりました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。

続いて、2番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、協和町の農地、地目 雑種地、現況 畑、面積669㎡。併用地である、譲渡人の宅地を含む全体面積は1,102㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が賃貸住宅4棟、駐車場等を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地で

す。

被害防除計画では、現状のまま利用。計画地内に雨水路を設け、道路側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地はありません。

資金については、融資証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

先日、日曜日に4人で現場を見てまいりました。今、説明がありましたように周りには農地もなく、特別問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

2番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番西大村について、ご異議はありませんか。

○議長

異議なしということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて、3番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番竹松、宮小路3丁目の農地、地目 田、面積1,960㎡、申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が宅地8区画を造成して分譲する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1～0.9m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内通路に雨水路を設け、新設側溝および既存の側溝へ放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、南側に畑があります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、3番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。



○委員

北側が市道、東西が公衆用道路に囲まれた田です。南側に畑があります。田については、今までも水があまり来ない所で、水路については関係ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

3番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番竹松は、許可相当とします。

続いて、4番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積931㎡、申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、資材置き場を造成して、譲受人が役員を務める鉄工所に賃貸する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.9m、擁壁を設けるとしてあります。全面碎石仕上げで、雨水排水は、既存の側溝へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、東側に畑があります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明したとおりです。周辺の南側に畑があります。今回の譲り渡し人の畑の残りです。右の宅地は建設会社の工場で、その上の資材置き場はその方のものです。その横に今回資材置き場を設けるということです。周辺には何ら迷惑はかからないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

4番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番竹松は、許可相当とします。

続いて、5番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、面積993㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が経営する清掃会社の事業用に新規購入するトラックの駐車場を造成する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。既存境界ブロックがあるため、土砂流失の恐れはないとしています。雨水排水は既存の水路へ放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、譲渡人の農地が東側にあります。

資金については、預金残高照明書を確認しています。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されたとおりです。清掃会社のすぐ上の雑種地を、駐車場に使っているのですが、その上に古いパイプハウスがある所が申請地です。これは、かなり前にトマトを作っておられましたが、今は何も作っていない荒廃農地の状態です。ご審議お願いいたします。

○議長

5番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。

ここで、お諮りします6番竹松、5ページの第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番竹松と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、6番竹松、第3号議案1番竹松は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5ページをお願いします。第3号議案1番竹松、富の原1丁目の農地、地目 畑、合計面積2,104㎡、申請者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が令和4年8月15日に転用の許可を受け、事業用のトラックの駐車場を造成する計画でしたが、洗車場を当初計画地に設置し、隣接地に駐車場5台分を造成する変更計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

4ページをお願いします。6番竹松、富の原1丁目の農地、転用許可を受けた併用地を含めた全体面積2,811.32㎡。申請者は記載のとおりです。契約は売買です。

本件の計画及び場所は、第3号議案1番で説明のとおりです。

被害防除計画では、盛土0.26から0.7m、擁壁を設けるとしてあります。

雨水排水は、計画地境界に雨水路を設け、既存道路側溝に接続放流。洗車場の排水は、油水分離層を設置し水路放流されます。隣接する農地が北側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、6番及び第3号議案1番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ご覧のとおり、転用許可を受けて、すでに造成が始まっているところがあります。その横に隣接する畑という事で、隣接する畑についても問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

6番竹松及び第3号議案1番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松及び第3号議案1番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とし、第3号議案1番竹松は、承認相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積1,977㎡。申請者は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が資材置き場を造成し、自身が代表取締役を務める会社に賃貸する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.7m、法面保護をしております。雨水排水は、計画地内の素掘り側溝から、新設の道路側溝に放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地が、北と西側あります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、右の道路の右側は転用許可済みでもう造成工事が始まっています。そして、上の方に畑がありますが、何も支障は来さないとします。ここには農作業小屋ができており、その手前までの農地です。西側に畑が一つあるのですが、畑の営農には、何も影響はないとします。

資材置き場として、100メートルぐらい離れたところの鉄工所が転用されるのですが、法面は保護して現状のまま利用されるということで、周りには迷惑をかけないと思います。

申請人本人を呼び出して、4人で見てまいりました。転用地に入る道路が狭いため、鉄材なんかを運ぶ時どうするのか確認をしたら、隣接にある現在稼働していない工場を通路として使う計画であり、特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

次に、6ページ。第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案1番三浦、西部町の農地、地目 畑、面積546㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、申請地は自然荒廃により、山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

昨日、現地を4人で見てまいりました。ここは、30年ぐらい前まではお父さんがみかんを栽培されていたのですが、亡くなられてから、息子さんはそのまま何もされずに現況の写真のような、山林になってしまったというところです。息子さんも三浦に居住されておらず、ほとんど三浦には帰って来ないし、農作業もされていません。ここは、非農地と認めざるを得ないと思って見てまいりました。ご審議をお願いいたします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、1番鈴田、中里町の農地、地目 田、面積686㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は普通野菜を計画しており、利用権は記載のとおりです。

続いて、2番鈴田、中里町の農地、地目 田、面積872㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は水稻を計画しており、利用権は記載のとおりです。

続いて、3番大村、東大村1丁目の農地、地目 畑、合計面積4,604㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は普通野菜、落花生を計画しており、利用権は記載のとおりです。

続いて、4番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積2,841㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は普通野菜を計画しており、利用権は記載のとおりです。

続いて、8ページ。5番竹松・福重、黒丸町の農地、現況地目 畑と田、合計面積6,738.97㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は普通野菜を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上、第5号議案の借入申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

ここは新規になっているが、更新になるのではないか。

○事務局

今まで、基盤法による利用権が設定されていませんでした。それで、今回新規ということになります。以上です。

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第5号議案は、承認することとします。

次に、9ページ。第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、10ページの、第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案及び第7号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、併せてご説明します。

資料1をご覧ください。資料1の左から4列目までは、集積計画です。3列目から7列目までは配分計画です。

資料の1番は、第6号議案の1番萱瀬、第7号議案の1番萱瀬です。

荒瀬町の農地、合計面積973㎡。

配分計画の借入申込者は、みかん、梨の栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2番から集積済の分は、第6号議2番及び3番福重、第7号議案2番福重です。

立福寺町の農地、合計面積3,229㎡。

配分計画の借入申込者は、水稻を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案及び第7号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、11ページから18ページ。第8号議案「非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

<第8号議案「非農地通知」の議案説明>

○議長

それでは、非農地通知の件について、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑>

○議長

それでは、お諮りします。

第8議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第8議案に記載された農地については、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、19ページ。報告第3号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局

報告第3号、1番福重、沖田町の農地、地目 田、面積1,918㎡、申請者は、記載のとおりです。

本件は、賃借人が保育施設を建築予定で平成30年9月14日付けで転用許可を得たものですが、記載の取消理由により、許可処分の取消しが申請されたものです。

場所は、スライドのとおりです。

事務局において、現地確認を行い農地への現状復帰が完了していること。所有権の移転がなされていないこと。転用計画の実施見込みがないことを申請者から確認されたため、許可取消が適当であると判断し、農業委員会会長専決により県あて進達し、記載の日付で取消承



認されていることを報告します。

○議長

それでは報告第3号について、何かご質問はありませんか。

<質問なし>

○議長

以上で報告3号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。